

日本炎症・再生医学会会則改訂

第一章 名称

第1条 本会は日本炎症・再生医学会 (The Japanese Society of Inflammation and Regeneration) と称する。

第二章 事務局

第2条 本会は事務局を別に定める所に置く。事務局に若干名の職員をおくことができる。職員は理事会が任免し、有給とする。

第三章 目的および事業

第3条 本会は炎症学、再生医学ならびに関連諸学の発展を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 学術集会 (学術総会 他)。
2. 機関雑誌「炎症・再生」の発行。
3. その他本会の事業目的を達成するために必要な事項。

第四章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 一般会員
2. 賛助会員
3. 功労会員
4. 名誉会員

第6条 会員は機関雑誌の配付を受け、また学術集会および機関雑誌に研究成果を発表できる。

第7条 一般会員は本会の目的に賛同する医学、薬学、歯学、その他の研究者でなければならない。一般会員として入会を希望する者は、評議員1名の推薦状を添え、所定の事項 (所属機関、職、専門、住所氏名 等) を記入し、年会費を添えて事務局に申込みこと。

第8条 年会費は各年度の始めに納入する。ただし、その額は別に定める。

第9条 賛助会員は本会の事業を援助するため、所定の賛助会費を納入する団体および個人とする。

第10条 68歳に達した評議員は別に定める内規によって、理事会の発議により評議員会の議を経て、功労会員に推薦される。

第11条 炎症・再生医学ならびに本学会の発展に特に功績のあった者は、別に定める内規によって、理事会が発議し評議員会の議を経て、名誉会員に推薦される。

第12条 会員は次の場合には会員および役員資格を喪失する。

1. 退会の届出をしたとき
2. 会費を2年分以上滞納し、かつ催告に応じないとき
3. その他本会則に違反し、あるいは本会の名誉および信用を著しく傷つけ、評議員会で除名の決議がなされたとき

第五章 役員

第13条 本会に次の役員をおく。

理事長 1名
副理事長 1名
常務理事 若干名
理事 25名以内
監事 2名
評議員 会員数の10%以内
会長 1名

第14条 評議員は評議員会を組織し、本会に関する重要な事項を審議決定する。

第15条 評議員は別に定める内規に基づいて推薦された候補者について審議し新評議員に認定する。

第16条 理事は別に定める内規により作成された理事候補者名簿に基づいて行われる評議員の投票により決定される。

第17条 監事は理事会の推薦により選出される。

第18条 理事長、副理事長および常務理事の選出は理事の互選による。

第19条 理事は理事会を組織し、会務を執行する。理事長は理事を代表し理事会、評議員会および総会を招集し司会する。

第20条 副理事長は理事長を補佐し本会の事業の執行を図る。理事長に事故あるとき、または欠けたときには、その職務を代行する。

第21条 常務理事は理事長および副理事長を補佐し、庶務、会計および編集を分掌する。また理事会には、学術、国際などの担当理事をおき、それぞれの業務を分担させることができる。

第22条 監事は会計を監査する。また理事会に出席して意見を述べることができる。ただし評議員以外の役員および委員を兼ねることはできない。

第23条 理事会は必要に応じ、評議員会の承認を得て委員会を設けることができる。

第24条 会長は学術総会を主催し、またその任期期間中理事を兼務する。会長の選考は会員中から理事会が推薦した候補者について、評議員会の議を経て決定し、総会の承認を求める。次次期会長まで選出できる。

第25条 役員任期は会計年度を単位とし、会長は1年、理事、監事および評議員は3年とする。ただし、理事、監事および評議員の再任は差しつかえない。

第六章 会議

第26条 学術集会、定例評議員会および総会は、毎年1回開催される。定例評議員会は評議員総数の過半数 (委任状を含む) をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。総会は会員の1/5の出席 (委任状を含む) により成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。

- 第27条 理事会は必要に応じ理事長が招集する。
- 第28条 次の事項は理事会、評議員会の議を経た後、総会の承認を得なければならない。
1. 次期、次次期会長の決定
 2. 予算、決算
 3. 会則の変更
 4. その他重要事項

第七章 会計

- 第29条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終る。
- 第30条 本会の経費は、本会会費、その他の補助、寄付金による。
- 第31条 収支の予算および決算は、評議員会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。

第八章 機関雑誌「炎症・再生」

- 第32条 本会は機関雑誌「炎症・再生」を発行し、炎症・再生医学に関する、総説、原著論文、症例報告および毎年の学術総会の記録などを掲載する。
- 第33条 「炎症・再生」(Inflammation and Regeneration)は年6回、隔月発行とする。
- 第34条 投稿規定は別に定める。
- 第35条 「炎症・再生」編集のため、若干名の編集委員をおく。編集委員は理事会で推薦し評議員会の議を経て任命される。任期は3年とする。

第九章 解散

- 第36条 本会は理事会、評議員会および総会の承認を得て解散することができる。

付 則

1. 本会の会則を変更するには、理事会、評議員会および総会の承認を得なければならない。
2. 本会則は平成12年7月5日より施行する。
3. 本会則は平成30年7月11日より施行する。

評議員選出内規

1. 新評議員の選考は本会会員で次の5つの資格の中の4つ以上を満たした候補者につき、評議員会において審議の後決定する。
 - ① 日本炎症・再生医学会会員(含 旧日本炎症学会会員)として5年以上在籍した者。
 - ② 炎症・再生医学関係の研究歴7年以上の者。
 - ③ 日本炎症・再生医学会(含 旧日本炎症学会)での発表3回以上の者。(ただし、シンポジウム、ワークショップ、教育講演、炎症セミナーの発表においては2回以上、特別講演においては1回以上)
 - ④ 炎症・再生医学関係の発表論文が筆頭者なら3編以上、共著者なら5編以上ある者。
 - ⑤ 本会評議員2名以上の推薦を受けた者。(必須)

2. 新評議員候補者の推薦に際しては定例評議員会が開催される日(年度総会開催前日)の3ヵ月前までに次の書類を事務局に提出するものとする。
 - ① 本会評議員2名の推薦状
 - ② 候補者の履歴書(会員歴、研究歴を記入したもの)
 - ③ 研究業績目録(炎症学会、炎症・再生医学会発表を含む)、ならびに別冊5編(筆頭者なら3編で可)
3. 評議員の改選は前2項の規定に拘らず、評議員の相互選考による。改選期に当たった評議員には改選日の3ヵ月前までに、任期中の炎症・再生医学関係の学会活動、研究活動の報告を求め、これを再任の選考基準とする。
4. 新・改選評議員の資料は理事会でその内容を審査整理した後、評議員会に審議資料として提出する。
5. 評議員は定例評議員会当日68歳未満である者とする。68歳に達した評議員は功労会員に推薦される。

理事・監事選考内規

1. 理事は25名以内とする。専門別を考慮した公選理事(20名以内)と理事会推薦理事(5名以内)よりなる。
2. 公選理事は、専門別に評議員の中から、評議員の互選投票によって決定される。候補者は選考が行われる年の4月1日に65歳未満である者とする。
3. 投票は無記名投票とし、発信人明記で郵送する。各専門ごとに定員以内の制限連記とする。
4. 当選圏の下位に複数の同数得票者が生じた場合には、同票者の取扱いについては理事会の判断に委ねるものとする。
5. 本選挙を管理運営するために選考の6ヵ月前までに評議員中より選挙管理人5名を選ぶ。ただし、選挙管理人も理事の選挙権ならびに被選挙権を有す。
6. 投票について疑義が生じた場合には、選挙管理委員会の責任において判断し処理する。
7. 推薦理事は新理事会において炎症学、再生医学、企業のバランスを配慮のうえ選出される。
8. 監事は理事会の推挙により評議員中より2名を選ぶ。任期は3年、重任を防げない。年齢制限は理事に準ずる。

名誉会員推薦内規

日本炎症・再生医学会会則第11条に従い、次の条件を満たす者を名誉会員に推薦することができる。

1. 炎症・再生医学ならびに本学会の発展に著しく功績のあった者。
2. 原則として会長経験者であること。
3. 年齢は65歳以上であること。
4. 2名以上の理事により理事会に推薦されること。
5. 名誉会員は年会費を免除される。

功労会員内規

1. 定例評議員会当日までに68歳に達する評議員は、理事会の発議により評議員会の議を経て、功労会員に推薦される。
2. 功労会員は年会費を納めること。